

指導監査改善報告

法人名：社会福祉法人 あけぼの事業福祉会
 事業所名：豊中あけぼの保育園、あけぼのぶんぶん、
 あけぼのベビーセンター、あけぼのドロップス、
 あけぼのぼんぽこ保育園

1. 施設監査

項目	指摘内容	改善状況	
		改善時期又は改善予定時期	改善方法
利用者支援	施設の運営規程が変更されているので、こども政策課あてに変更の届け出をすること。 (あけぼのぼんぽこ保育園)	平成 30 年 3 月	次回平成 30 年 3 月理事会においての変更とあわせて、届け出を行なう。
食事提供	(栄養管理) 給与栄養量が施設で設定した給与栄養目標量を満たしていないので、満たすようにすること (カルシウム)。 〈前回指摘事項〉 (あけぼのドロップス)	平成 30 年 1 月	1 月より、牛乳、スキムミルクを積極的に献立に取り入れ、充足率 100%となるようにした。
利用者支援	(避難・消防等訓練) 消防計画に基づき、避難及び消火の訓練を月 1 回以上実施し、実施記録を残すこと。 (あけぼのぶんぶん)	平成 29 年 12 月	避難訓練が消火活動を伴わない訓練の場合は、その月内に消火活動の訓練も行う事を計画に入れ込み実施記録を残す。

* 上記改善状況に記載しきれない場合は、「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付してください。

指導監査改善報告

法人名：社会福祉法人 あけぼの事業福祉会
 事業所名：豊中あけぼの保育園、あけぼのぶんぶん、
 あけぼのベビーセンター、あけぼのドロップス
 あけぼのぼんぽこ保育園

福祉指導監査課所管内容

項目	指摘内容	改善状況	
		改善時期又は 改善予定時期	改善方法
本部運営	<p>(評議員及び役員選任関係書類について)</p> <p>評議員及び役員（理事、監事）の選任手続きにおいて、暴力団等の反社会的勢力に属する者でないことについて、宣誓書等により確認がされていないので、確認を行うこと。</p> <p>【根拠法令：社会福祉法人審査基準第 3-1-(6)】</p>	平成 29 年 12 月 13 日	指摘後速やかに宣誓書の様式を修正。次回選任手続きより修正様式の宣誓書にて確認を行なう。
	<p>(定款細則について)</p> <p>定款細則について、平成 29 年 4 月 1 日付で改定されているが、定款において、日常の業務として理事会が定めるものについては、理事長が専決すると規定されているので、理事会に諮り整備すること。</p> <p>【根拠法令：定款第 26 条】</p>	平成 30 年 3 月 予定	次回理事会において、定款細則の改定を行なう。
	<p>(評議員会の議事録について)</p> <p>評議員会の議事録の必要的記載事項である議事録を作成した者の氏名が記載されていないので、記載すること。</p> <p>【根拠法令：社会福祉法施行規則第 2 条の 15 第 3 項】</p>	平成 30 年 3 月 予定	次回評議員会議事録作成より、議事録作成者の氏名を記載する。

* 上記改善状況に記載しきれない場合は、「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付してください。

指導監査改善報告

法人名：社会福祉法人 あけぼの事業福祉会
 事業所名：豊中あけぼの保育園、あけぼのぶんぶん、
 あけぼのベビーセンター、あけぼのドロップス
 あけぼのぼんぽこ保育園

福祉指導監査課所管内容

項目	指摘内容	改善状況	
		改善時期又は改善予定時期	改善方法
本部運営	(役員等名簿の公表について) 役員等名簿がインターネットの利用により公表(法人ホームページ等での公表)されていないので、行うこと。 【根拠法令等：社会福祉法第59条の2第1項、社会福祉法施行規則第10条第1項及び第3項】	平成29年12月13日	指摘後速やかに法人ホームページにて名簿を公表。
本部会計	(賞与引当金の計上について) 決算時に賞与引当金を計上しているが、法人負担の法定福祉費相当が勘案されていないので、賞与引当金又は未払費用として計上すること。 (各園共通) 【前回指摘事項】 【根拠法令：社会福祉法人会計基準省令第5条第2項、「社会福祉法人会計基準の制定に伴う会計処理等に関する運用上の取扱いについて」別紙「社会福祉法人会計基準の運用上の取り扱い」18、「社会福祉法人会計基準の制定に伴う会計処理等に関する運用上の留意事項について」別紙「社会福祉法人会計基準の運用上の留意事項」18、経理規程第48条】	平成29年度決算より	今期より指摘通りの会計処理を行う。

* 上記改善状況に記載しきれない場合は、「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付してください。

指導監査改善報告

法人名：社会福祉法人 あけぼの事業福祉会
 事業所名：豊中あけぼの保育園、あけぼのぶんぶん、
 あけぼのベビーセンター、あけぼのドロップス
 あけぼのぼんぽこ保育園

福祉指導監査課所管内容

項目	指摘内容	改善状況	
		改善時期又は改善予定時期	改善方法
職員処遇	<p>(衛生推進者の選任について)</p> <p>労働者 10 人以上 50 人未満の事業場にあつては、衛生推進者を選任し、労働者に周知しなければならないが、選任されていないので、選任し職員に周知すること。</p> <p>(豊中あけぼの保育園、あけぼのぶんぶん)</p> <p>【根拠法令等：労働安全衛生法第 12 条の 2、労働安全衛生規則第 12 条の 2、3 及び 4】</p>	平成 30 年 2 月 26 日	職員会議にて衛生推進者の選任を職員に周知。担当者は 2 月 26 日に研修受講予定。
施設会計	<p>(保育所に対する委託費の経理等について)</p> <p>委託費の弾力運用（要件 3）について、別表 3 及び別表 5 の経費等への支出合計額が、当該会計年度における委託費収入の 3 か月を超えているので、所管課（こども未来部こども事業課）に所定の報告をすること。</p> <p>(豊中あけぼの保育園)</p> <p>【根拠法令等：子ども・子育て支援法附則第 6 条の規定による私立保育所に対する委託費の経理等について（平成 27 年 9 月 3 日付、府子本第 254 号、雇児発 0903 第 6 号）】</p>	平成 29 年 12 月 21 日	こども事業課へ提出済。

* 上記改善状況に記載しきれない場合は、「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付してください。

指導監査改善報告

法人名：社会福祉法人 あけぼの事業福祉会
 事業所名：豊中あけぼの保育園、あけぼのぶんぶん、
 あけぼのベビーセンター、あけぼのドロップス
 あけぼのぼんぽこ保育園

福祉指導監査課所管内容

項目	指摘内容	改善状況	
		改善時期又は改善予定時期	改善方法
施設会計	<p>(保育所に対する委託費の経理等について)</p> <p>積立資産支出（保育所施設・設備整備等）及び当期資金収支差額合計の合計額が、当該会計年度における事業活動収入計の 5%相当額を上回っているため、所管課（こども未来部こども事業課）に所定の報告をすること。</p> <p>(あけぼのベビーセンター)</p> <p>【根拠法令等：子ども・子育て支援法附則第 6 条の規定による私立保育所に対する委託費の経理等について（平成 27 年 9 月 3 日付、府子本第 254 号、雇児発 0903 第 6 号）】</p>	平成 29 年 12 月 21 日	こども事業課へ提出済。

*上記改善状況に記載しきれない場合は、「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付してください。